

業務委託共同企業体（特定JV）取扱要綱

（趣旨）

第一条 この要綱は、埼玉県土地開発公社並びに埼玉県道路公社（以下「公社」という。）が発注する業務委託における共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の結成）

第二条 共同企業体は、技術の集積、資金力の増大及びリスクの分散等により、業務委託の円滑且つ確実な履行、品質の向上等を図るために結成されるものである。

- 2 共同企業体は、特定の業務委託ごとに結成される特定JV方式とする。
- 3 共同企業体は、単体企業である構成員により結成され、構成員数は2者である。
- 4 共同企業体は、資本関係又は人的関係がある者（同族企業）同士で結成することはできない。
- 5 代表構成員は、出資比率が大きい者とし、代表構成員でない者がその他構成員となる。
- 6 その他構成員の出資比率は、30パーセント以上でなければならない。
- 7 構成員は、出資比率に応じて資金、人員等を拠出して、一体となって業務を行わなければならない。
- 8 構成員は、特定の業務委託の入札に関し、複数の共同企業体の構成員となることはできない。
- 9 構成員は、特定の業務委託の入札が混合入札であった場合には、単体企業として入札に参加することはできない。

（対象の業務委託）

第三条 共同企業体を入札に参加できる者の形態に含めることができる場合は、次に掲げる全てに該当する場合である。

- （1）業務委託の規模が大きいこと（額や履行期間）
- （2）応札者数が少ない分野の業務委託であること
- （3）県内企業の技術力向上や業務経験の機会を、特に確保する必要がある分野の業務委託であること

（代表構成員の役割）

第四条 共同企業体の入札参加資格審査の申請等は、代表構成員が行うものとする。

- 2 その他構成員は、当該業務委託に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。
 - （1）入札及び見積に関すること
 - （2）契約の締結に関すること
 - （3）契約の履行に関すること
 - （4）代金の請求及び受領に関すること
 - （5）復代理人の選任に関すること
 - （6）その他入札及び契約に関する一切のこと

（協定書の提出等）

第五条 共同企業体として、公社が発注する業務委託に係る一般競争入札に参加するため、競争参加資格確認申請書等を提出するときは、業務委託共同企業体協定書（様式第1号）及び前条に規定する委任状（様式第2号）を添えなければならない。

(その他)

第六条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。